

○ 犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会規則

平成29年 3 月 27日 規則第 7 号

改正

令和元年12月26日規則第51号

令和 3 年11月11日規則第54号

令和 5 年11月13日規則第80号

犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第 8 条の規定に基づき、犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 介護保険被保険者
- (4) 事業主代表
- (5) 介護保険サービス事業者

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第 4 条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第5条 委員会は、事業の推進のため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、部会の構成員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会の構成員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第6条 部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会長は、部会の調査又は審査が終了したときは、当該調査又は審査の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、廃止前の犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会設置要綱（平成15年6月2日施行）に基づく犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会の会長又は副会長であった者は、この規則の施行の日に委員会の会長又は副会長として定められたも

のとみなす。

附 則（令和元年12月26日規則第51号抄）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和3年11月11日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年11月13日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。